

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法と示す。）第6条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられた計画ですが、伊豆の国市においても、長期的・総合的視野に立って計画的に一般廃棄物の処理を推進していくため、平成19年3月に平成19年度から平成33年度までの15年間の計画期間とする「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

国では、3Rの取組の推進、個別リサイクル法等の整備などにより、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指して政策を進めてきました。その中で、循環を量の側面から捉えた廃棄物の減量化に加えて、今後は循環を質の側面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制していくことが求められています。

本市においては、ごみ焼却施設や中間処理施設の老朽化、最終処分場の残容量の逼迫が進んでいく状況において、今後、新たな広域ごみ処理施設の整備推進、し尿処理施設の更新計画など、廃棄物処理をめぐる環境が大きく転換する時期を迎えています。

このような状況の中、国や県の動向はもとより、本市における廃棄物処理の現状や新たな課題、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、改めて、廃棄物の減量化や再生利用に係る具体的な推進方針や目標値を定め、一般廃棄物の適正な処理に取り組んでいくものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の発生量、処理量の見込みや排出抑制のための方策など、所定の事項を盛り込んだ計画です。

また、「第2次伊豆の国市総合計画」に掲げる基本構想、基本方針を生活環境の面において推進する役割を担っており、その他の関連法規、各種計画との整合性を図りながら計画を進めていきます。

本計画の位置づけを図1-1に示します。

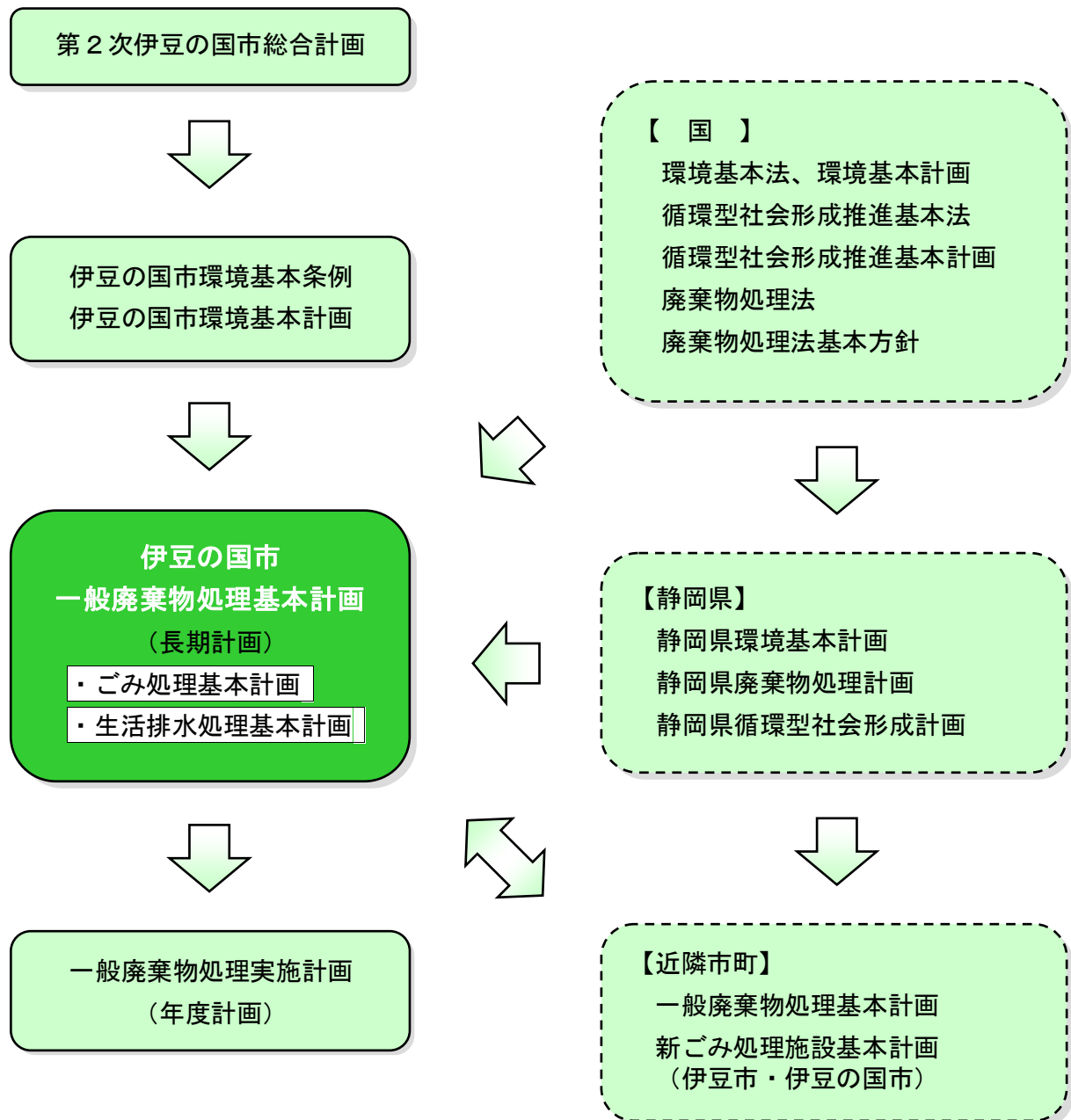


図1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の概要

1 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。なお、本計画は、必要に応じて、旧町を地区として振替えて整理を行います。具体的な表記方法は、「長岡地区」は合併以前の旧伊豆長岡町にあたる地区、「菰山地区」は合併以前の旧菰山町にあたる地区、「大仁地区」は合併以前の旧大仁町にあたる地区とします。

2 計画の目標年度

本計画では、平成 19 年度（西暦 2007 年度）を初年度とした 15 年間を計画期間とし、平成 33 年度（西暦 2021 年度）を目標年次と定めています。

また、本計画は概ね 5 年ごとに改訂を行うこととしており、平成 25 年 3 月に最初の改定が行われ、その際に定めた中間目標年次として、今回 2 度目の改定を行うものです。なお、今後、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合については、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

計画目標年次：平成 33 年度（西暦 2021 年度）

3 計画の策定方法

本市では、一般廃棄物の減量化、再利用の促進及びその他廃棄物の適正処理に関する事項を協議するため、市民や各種団体の代表者で構成される「伊豆の国市一般廃棄物処理対策委員会」を設置しています。

本計画は、この「伊豆の国市一般廃棄物処理対策委員会」からの意見を聴取し、またパブリックコメントによる幅広い市民からの意見を聴取した上で策定します。

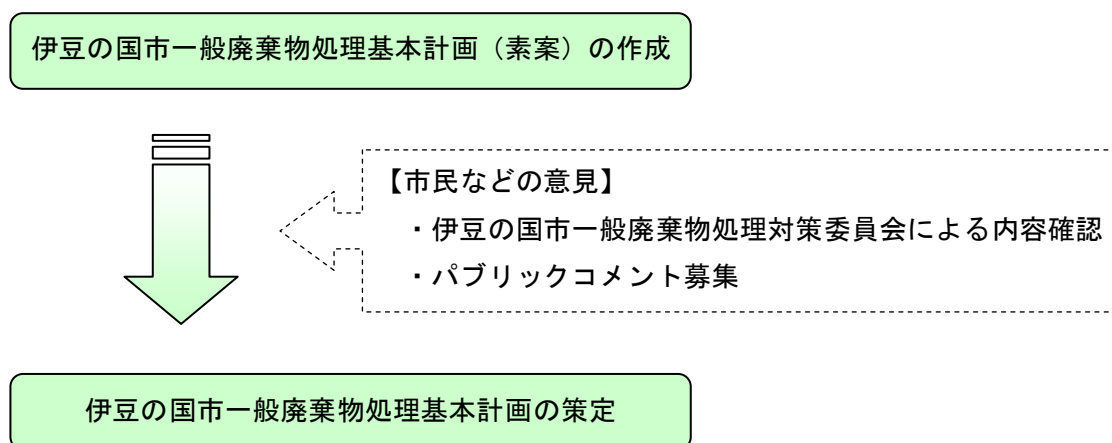


図 1-2 本計画策定の流れ

4 計画の構成

本計画は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分場などを定めたごみ処理基本計画と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定めた生活排水処理基本計画とで構成されます。

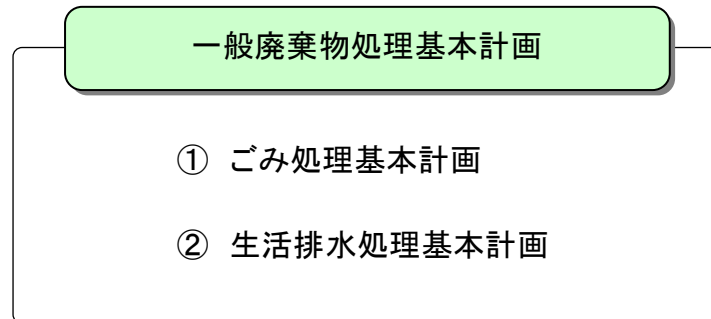


図 1-3 計画の構成